

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安城市長 三星 元人

市町村名 (市町村コード)	安城市 (23212)
地域名 (地域内農業集落名)	和泉町農用地利用改善組合 (和泉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月17日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

現状、和泉町において1組合、2名の営農にほぼ集積されている。今後、さらに集積は進んでいくと考えられ、農業機械等の設備投資を行い大規模経営を行っていく状況である。しかし、企業等が農地を大規模に転用してしまうと、現在の営農の農地は大きく削減してしまう。営農にとって大きく農地が減るのは死活問題であり経営を圧迫することは必然である。地域に営農がいなくなれば農地を存続していく事は困難な状況だと思います。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

営農に農地は集積されており、今後も集積を進めていく。将来についても現状の農地が農地として維持できれば特に問題はない。企業の農地転用について、町内会、改善組合等の農業関係組織に事前に周知がなく進められてしまう。地権者は農地賃貸等、管理を次世代に任せていく事が不安であり、売れるのであるなら転用に簡単に賛成してしまう。営農やJAは地権者の権利までは侵害できない。企業の農地転用は目に余るとの意見。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	123.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	122.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

中間管理事業の契約がない地権者に対してJAと連携し集積を進めていく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

今後も積極的に活用していく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

現在、和泉工区で土地改良を進めている。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

1組合、2名の営農がいるので特に問題はない。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

今後検討